

	緊迫事態(基本法80a条)	解釈上、防衛事態に発展する可能性が高く、防衛のための準備体制の即時の整備を必要とするような外交上の危機状況	連邦政府又は連邦議会の発議に基づき、連邦議会が投票数の3分の2以上の多数をもって確定する。		
	同意事態(基本法80a条)	緊急事態と場面は同じであるが、事態の対処の仕方が異なる	連邦議会の投票の過半数をもって、防衛体制の準備に関連する個々の法令の適用を認めることができる。		
	同盟事態(基本法80a条)	同盟関係にある国を支援するために、同盟条約の範囲内における国際機関の決定に基づき、防衛体制の準備に関連する個々の法令を適用する場合	国際機関が連邦政府の同意を得て同盟条約の枠内で決定する。		
イタリア共和国 (憲法) 1948年	戦争状態(憲法78条)	戦争状態	両議院がその確定の議決を行い、当該議決に基づき、大統領が戦争状態を宣言する。		両議院による事前の承認は、政府に対する責任決議を採択することによって、政府の責任を問う可能である。
	必要性及び緊急性がある特別の場合(憲法77条2項)				
ロシア連邦 (憲法) 1993年	連邦憲法56条、88条 連邦憲法(憲法の規定について細則を定めたもので、一般の連邦法より上位に位置する)「非常事態宣言法」	①武力行使・大規模な騒乱・テロなどによって憲法体制を強制的に転覆しようとする試み、②自然災害・人災・環境破壊などによる非常事態	大統領が、憲法56条、88条の規定に従って、非常事態宣言を行う。	ロシア全土にわたる場合は最大30日、局地的な場合は60日までであるが、大統領令によって延長が可能	遅滞なく両院へ通知し承認
	連邦憲法87条 連邦憲法「戒厳法」	国家が存亡の危機に瀕するような緊迫した事態(敵国軍隊によるロシア領への侵攻、爆撃、港湾封鎖、ロシア軍への攻撃等)	大統領が、連邦憲法87条の規定に従って、戒厳令の布告を行う。	適用期間は大統領に一任されており、議会の同意も必要ない。	遅滞なく両院へ通知し承認
大韓民国 (憲法) 1987年	戒厳(憲法77条)	戦時、事変又はこれに準ずる国家非常事態において、兵力をもって軍事上の必要に応じ、又は公共の安寧秩序を維持する必要があるとき	閣議を経て、大統領による戒厳の宣布		遅滞なく国会に通告
	緊急財政命令・処分権(憲法76条1項)	内憂、外患、天災、地変又は重大な財政、経済上の危機に際し、国家の安全保障、又は公共の安寧秩序を維持するために、緊急なる措置が必要となり、国会召集を待つ余裕がない場合	国务会議の審議を経る		発動後遅滞なく国会にし、承認を得ること
	緊急命令権(憲法76条2項)	重大な交戦状態において、国家を保衛するために緊急立法的措置が必要であり、国会の召集を待つ余裕がない場合	国务会議の審議を経る		発動後遅滞なく国会にし、承認を得ること
スウェーデン王国 (統治法) 1974年	戦争及び戦争の危険(統治法第15章)	国が戦争状態又は戦争の危機に陥った場合	政府が議会の承認を得て戦争状態にあるという宣言を行う(国に対する武力攻撃の場合を除く)		戦争状態又は戦争の状態にある場合、政府議長は議会を招集し、その大半を招集できない場合には、戦争委員会(議めた50人で構成され、員は各会派に比例してされる)が議会を代行

連邦議会は、過半数の議決により、緊迫事態を終了させることができる。			
連邦議会は、法定議員数の過半数の要求により、同盟事態に基づく措置を終了させることができる。			
両議院の議決があった場合には、戦争状態は終了するものと解されている。	両議院は、「必要な権限」を政府に付与する。	憲法上は特に何も規定していないが、解釈上、憲法裁判所は、憲法上保持する固有の権限に基づいて、政府の権限行使に対する統制ができるとされている。	両院議員の任期の延長
	政府は、法律の効力を有する暫定措置令を出すことができるが、暫定措置令は、制定されたその日のうちに議会に提出され、公布後60日以内に法律に転換しなければならない。		
	非常事態宣言が適用された地域では、連邦構成主体の権限が一部又は全部停止され、連邦政府の統制を受ける。宣言適用地域では、移動及び経済活動の制限、秩序維持措置の強化、集会及びデモの禁止又は制限、重要物資の販売統制等が実施される。		
	国防のために必要なあらゆる手段を講じ、人権に制限を加えることもできる。		
国会の在籍議員の過半数の賛成により、戒厳の解除を要求したとき、大統領は解除しなければならない。	非常戒厳(憲法上、非常戒厳と警備戒厳に分かれている)において、令状制度、言論、出版、結社の自由について制限措置が可能。 非常戒厳において、政府・裁判所の権限に関して、特別の措置をとることができる。	非常戒厳の宣布や拡大が国家素乱の目的を達成するためになされた場合には、法院(裁判所)はそれ自身が犯罪行為に該当するかどうか審査できる。憲法裁判所は、それが基本権の侵害と関連する場合には、審査の対象とする。	戒厳発動の要件が実際の交戦状態だけに限られず、極めて広範囲にわたって認められており、解除の要件も大統領が国会の過半数を占める与党の党首であることからすれば、その実効性に疑問がある(関炳老「韓国の憲法事情」国会図書館)。
	大統領が最小限に必要な財政・経済上の処分をするか、これに関して法律と同じ効力を有する大統領令を指定することができる。	憲法裁判所は、それが基本権の侵害と関連する場合には、審査の対象とする。	
	法律事項を命令として発することにより、一定の人権制限措置が可能	憲法裁判所は、それが基本権の侵害と関連する場合には、審査の対象とする。	国家緊急権と戒厳宣布権が同時に発令されると立法・司法・行政のみならず、言論の自由等の基本的人権が制限・侵害され、国政全般を大統領が掌握するという状況下で、国会によるコントロールが実効的に機能するかどうかについて疑問の余地がある(関炳老「韓国の憲法事情」国会図書館)。
	通常法律事項である問題について、命令を制定することができる。 法律により定められた徴用、徴発又はその他の処分が適用を開始し、又は終了しなければならない旨を法律の授權(いかなる条件下で当該授權を利用できるか厳密に定められている)に基づき、命令で定めることができる(基本法、議会法、議会選挙法を制定し、改正し、廃止することはできない)。 相対的権利(意見の自由、身体検査・家宅捜索・盗聴等からの保護、国内を移動する自由、裁判の公開を制限する法律の制定を遅らせる手続は適用されない。絶対的権利については制限できない)。	司法権は制限を受けていない。	